

知って得する

# 看護職のための 年金入門

最終回

## 制度を知ってそれぞれの人生設計を

### 看護師・花子さんのライフステージ〈4〉

本連載もいよいよ最終回となりました。花子さんは、定年後も看護職としてのキャリアを生かしながら働いています。国民年金の保険料納付済み期間は40年に達し、65歳からは1階部分の老齢基礎年金の満額（月額6万4,941円、2017年度）と、2階部分の老齢厚生年金が支給されます。

花子さんは、受給開始年齢の65歳になっても、元気なうちは働いて年金に頼らない生活ができるのではないかと考えています。今回は、そうした場合の老齢年金の受給開始年齢の繰り下げ制度について紹介します。



## カンゴサウルののお役立ち解説

### 受給開始年齢の繰り下げで 年金額が割増しに



老齢基礎年金と老齢厚生年金は、いずれも年金の受給開始年齢を先に延ばし、繰り下げることが可能です。本来の受診開始年齢である65歳から1年を過ぎ、66歳以降に請求すれば、請求時期に応じた年金の割増しを受けられます。具体的には、請求時期が1カ月経過するごとに年金額が0.7%増加します（表）。3年（36カ月）繰り下げて68歳から受給すると25.2%、5年（60カ月）繰り下げて70歳から受給すると42%増加します。繰り下げ期間の上限は、5年間です。

仮に、花子さんが65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を併せて月額12万円受給できるとすると、70歳から繰り下げ受給を開始した場合には、月額約17万円の年金を受給することができます。

表：老齢基礎年金の繰り下げ請求と増額率

請求時の年齢	増額率
66歳0カ月～66歳11カ月	8.4%～16.1%
67歳0カ月～67歳11カ月	16.8%～24.5%
68歳0カ月～68歳11カ月	25.2%～32.9%
69歳0カ月～69歳11カ月	33.6%～41.3%
70歳0カ月～	42.0%

なお、65歳から受給した場合と70歳からの場合を比べると、年金の累計額は81歳11カ月でほぼ同額になります。2016年の簡易生命表によると、65歳の人は平均的に女性で89歳5カ月、男性で84歳7カ月まで生きると考えられ、繰り下げ受給をしたほうが受給額は増えるケースが多いようです。受給開始時期は、それぞれの生活状況に合わせてご検討ください。

## 年金制度を活用し、豊かな老後を設計

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、どちらか一方の受給開始年齢だけを繰り下げることができ、繰り下げ制度を上手に使えば、老後の働き方や生活に、より選択の幅が出るでしょう。

誕生月に郵送されてくる「ねんきん定期便」（注）や、「ねんきんネット」（本紙5月号参照）では、ご自身の老齢年金の受給額が確認できます。さまざまな制度も取り入れて、計画的に豊かな老後に向けて取り組んでみてください。（注）「ねんきん定期便」には、保険料の納付状況や年金見込額が記載されています（日本年金機構HP参照）。

年金に関するご相談は、お近くの年金事務所へ

## Q&A ナースのはたらく時間・相談窓口

相談

社会人が看護師資格取得を目指す際、受けられる給付金制度が拡充されると聞きました。

回答

中長期的なキャリアアップを支援する専門実践教育訓練給付金は、看護師・2年課程養成所、看護師養成所、大学の職業実践力養成プログラム認定講座のうち、国の指定を受けた講座で学ぶ社会人経験者が対象です。2018年1月から、受給に必要な雇用保険加入期間が「10年以上」から「2年以上」に、給付率が受講費用の40%から50%（年間上限40万円）になり、修了後に資格取得し雇用された場合の追加給付と併せ、学費の70%相当（年間上限56万円）となります。さらに、45歳未満で離職中の人に支給される「教育訓練支援給付金」が拡充されます。

指定講座一覧は厚生労働省HPで見ることができ、相談・申請の窓口はハローワークとなります。

<相談先>FAX 050-3737-2820

スタッフataraku@nurse.or.jp 看護管理者time-q@nurse.or.jp